

3章 小中一貫教育の制度化の意義

1. 小中一貫教育の効果的な実施

- 小中一貫教育の制度化の意義は、設置者が地域や児童生徒の実態を踏まえて小中一貫教育に取り組もうとする場合に、
 - ① 教育の実施主体である学校の教職員組織が9年間を通して一体性を保ち、教育活動を行うこと、
 - ② 教育を受ける主体である児童生徒集団が9年間を通して原則として同一又はそれに近い状態であること、
 - ③ 教育活動（教育目標、教育内容、教育計画、教育指導、学習評価）を9年間の系統性・連続性を意識して実施すること、
 - ④ 学校の管理運営が9年間の連続性・一貫性を踏まえた統一的なものとする、といった小中一貫教育の特性（一貫性）の確保について、総合的かつ効果的な取組を実施できるようにするための仕組みを整備することにある。
- 翻って、現行制度下における運用上の取組について見てみると、小学校と中学校が法制上別々の学校として設置されていることを前提としたものであることなどから、こうした一貫教育を効果的・継続的に実施していく上で、一定の限界が存在するものと考えられる。

（教育主体の一貫性の確保）

- 例えば教職員については、それぞれの学校に個別に配置されることが基本であるため、それらを総合的にマネジメントし、実際に一体的な教育活動を実現するためには、相応の調整コストが必要となる。また、都道府県等が兼務発令や異動年限の取扱いも含め、適切な人事や研修を行わなければ、小中一貫教育の理念を浸透させたり、継続させたりするのは難しいとの指摘がある。実際に優れた取組事例においても、管理職や中核教員等の人事異動に取組の進捗が過度に左右されがちであるなど、継続性・安定性の観点から課題があるとの指摘がある。
- 小中一貫教育を制度化し、当該学校で求められる教職員組織を法令上明確化することなどにより、二つの学校段階にまたがる教職員組織を一体的にマネジメントしやすくなる効果が得られることや、都道府県による適切な人事配置を促進しやすくなること等が期待される。

（教育活動の一貫性の確保）

- また、教育活動を一貫して行う観点からは、例えば、教育課程の編成、年間指導計画の作成、各種の計画や方針の策定、学校評価の実施などをはじめ、小・中学校ごとに取り組むことが想定されている重要な事務が多数存在し、これらを9年間を見通して一体的に遂行することも課題となる。優れた取組事例においては、強力なリーダーシ

ップの下でこれらの一部を事実上一体的に実施している例もみられるが、全国的な取組とする観点からは一定の限界があるものと考えられる。

- また、このことに伴って生ずる様々な調整事務を小・中学校それぞれの固有の業務に加えて行うこととなる点は、教職員の多忙化を生む原因の一つとなっているものと考えられる。小中一貫教育の制度化により、一体となってこれらの教育活動に取り組む体制を整備することによって、こうした課題の解消に資することができるものと考えられる。

(学校マネジメントの一貫性の確保)

- 校長その他の管理職も小学校と中学校それぞれに配置されていることが前提である。このため、上述のような一貫した教育活動を展開する上で重要な事務に係る意思決定について、校長間の意思疎通が常に必要となるなど、9学年一貫したマネジメントを実現する上で課題が生じる場合がある。全国の優れた取組の中には、校長に併任をかけているケースもあるが、併任は暫定的な性質を持つものであるため、継続性や安定性に課題がある。また、学校間の連絡調整を行うための合同組織を設けている例もあるが、事実上の取組であるため、必ずしも円滑な調整が図られない事例もある。小中一貫教育の制度化に伴い、一貫教育に適合した学校マネジメント体制が構築されることが期待される。

【参考】小・中ごとに取り組むことが想定されている主な事項

- ・ 教育課程の編成・実施（学習指導要領総則）
- ・ 年間指導計画の作成（学習指導要領総則）
- ・ 指導要録の作成（学校教育法施行規則第24条）
- ・ 教科書以外の教材の届出（地教行法第33条）
- ・ 学校評価の実施（学校教育法施行規則第66条等）
- ・ 学校運営協議会の設置（地教行法第47条の5）
- ・ 学校評議員の各校長からの推薦、教育委員会からの委嘱（学校教育法施行規則第49条）
- ・ 学校保健計画の策定・実施（学校保健安全法第5条）
- ・ 学校安全計画の策定・実施（学校保健安全法第27条）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法第13条）

2. 設置者の判断による柔軟な取組の促進（選択肢の提供）

- 1章で述べたいわゆる「中1ギャップ」の緩和や小学校高学年における子供の発達に即した指導の充実、教育内容や学習活動の量的・質的充実への対応などについて、効果的な取組を促進するためには、地域の実情に応じて設置者の判断により学年段階の区切りを弾力的・柔軟に取り扱うことを可能とする必要がある。

- 弾力的かつ柔軟な教育課程の編成を可能とする制度としては、研究開発学校制度や教育課程特例校制度がある。これらの制度においては、国の基準によらない柔軟な教育課程の編成を認める一方で、各学校種の教育目標に照らして児童・生徒に教育上適切な配慮がなされるよう、文部科学大臣の指定を要することとしている。
- 小中一貫教育についても、これらの制度を活用して、6－3制の下での多様な学年段階の区切りに関する設置者の工夫が様々に行われ、一定の成果を上げてきた。そうした特例的な取組の蓄積を通じて、小中一貫教育の軸となる独自教科の設定及び指導内容の入替え・移行については、各学校種の教育目標に照らして、児童・生徒への過重な負担や大きな影響は認められないことがわかってきた。
- したがって、こうした特例を伴う小中一貫教育の実施については、原則として、個々に文部科学大臣の指定に係らしめる意義は乏しくなってきたものと言える。むしろ、各地域における小中一貫教育へのニーズが全体として相当数に上っていることを踏まえれば、迅速かつ柔軟な取組を促進するため、設置者の判断により一定の範囲で特例的な教育課程を実施できる制度を整えるべき段階に達したものと考えられる。このことにより、設置者にとっては、地域の実態に応じて適当と判断した場合に採りうる選択肢が増えることとなる。

3. 国や都道府県の支援の充実の必要性

- 現在の小中一貫教育は設置者や学校の自主的な努力による運用上の取組であるため、国や都道府県からの支援が必ずしも十分でない。例えば、国においては小中一貫教育に係る教職員定数措置や施設整備面での補助の仕組みなどが設けられていない。また、実態調査によると、小中一貫教育を積極的に推進している都道府県は4県である一方、国の検討や他の都道府県の取組を注視している県は33となっており、積極的な指導・助言・援助は必ずしも行われていない。
- 2章で述べたように、既に地域の実情に応じた小中一貫教育の取組を行っている自治体においては、一定の教育上の効果が明らかになっている。こうした中、国や都道府県に対しては、小中一貫教育導入の必要性がある自治体が取組を行いやすくするための予算措置や人的措置、優れた取組事例の積極的な普及や指導助言等が求められており、そのためには小中一貫教育の制度的基盤を整備することが重要となるものと考えられる。

4. 小中一貫教育に指摘される課題への対応

- 小中一貫教育の制度化に当たっては、小中一貫教育について懸念されている教育指導上の課題について検討する必要がある。

(人間関係の固定化への対応)

- 例えば、9年間の一貫教育の中で、児童生徒の人間関係が固定化してしまうことによる悪影響があるのではないかと懸念が存在する。このため、多くの小中一貫教育の取組においては、多様な形態での異学年交流を大幅に増やすとともに、より多くの教職員が児童生徒と関わり、多面的な評価を行う体制を整えるといった工夫がなされている。

(転出入への対応)

- また、小中一貫教育を実施する学校と通常の小・中学校が併存することにより、通常の小・中学校から教育課程の特例を活用して小中一貫教育を実施している学校に転校する場合やその逆の場合に、児童生徒に学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じたりするのではないかと懸念もある。このため、各学校においては、転出入児童生徒や保護者に個別に丁寧なガイダンスを行ったり、補習授業の実施や家庭学習の課題をきめ細かに出すことなどを通じて未習内容のフォローを丁寧に行ったりするなどの工夫がなされている。
- なお、転出入する児童生徒に学習内容の欠落が生じないようにするとともに、転校先の学校に円滑に適応できるようにすることは、もとより通常の小・中学校においても重要なことであり、各学校では適切な取組がなされているものと考えられるが、とりわけ小中一貫教育学校（仮称）や小中一貫型小学校・中学校（仮称）をはじめ、教育課程の特例を活用する学校においては、転出入児童生徒へのきめ細かな対応を行うことを責務として強調しておく必要がある。また、こうした学校から通常の教育課程を編成する学校に転校する場合に、転校先で同様の対応を行う必要性についても明確にしておく必要がある。

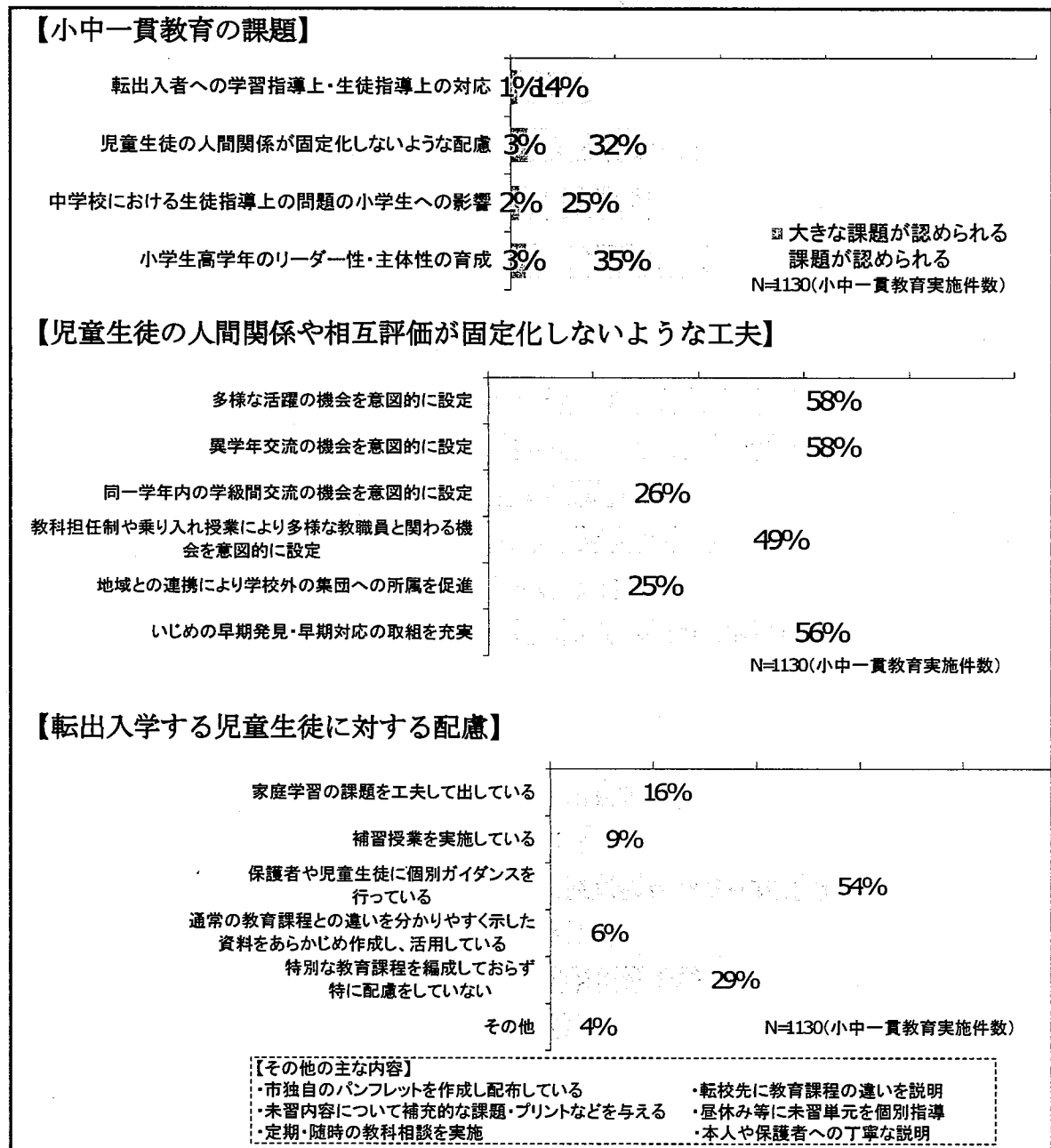
(小学校高学年におけるリーダー性育成)

- このほか、小中一貫教育を実施している学校の中には、小学校高学年におけるリーダー性の育成が課題であると認識している学校も一部にある。このことについては、学校からのヒアリングや実態調査において、学年段階の区切りに対応した学校行事の分割実施、校舎やフロアの区分による成長段階の演出、各行事の中で高学年がリーダーシップを発揮する機会の意図的な設定など、節目を利用して成長を促す工夫がなされている例があることが明らかになっている。

(中学校の生徒指導上の問題の小学生への影響)

- また、中学校の生徒指導上の問題の小学生への影響については、課題であると認識している学校が一部にある一方で、小・中学校段階を越えた異年齢交流の大幅な増加によって、生徒指導上の問題が減っていることや上級生・下級生関係が改善して良い効果を上げている学校が多数存在することも明らかになっている。

- これらの諸点を総合すれば、小中一貫教育において一般に教育指導上懸念される課題については、これまでの各地域における先行的な取組を通じて、効果的な対応策や配慮すべき事項が明らかになってきているものと考えられる。今回の制度化に伴って、設置者が地域の実態を踏まえて小中一貫教育を導入する場合に、それらの課題に対する手立てや速やかな解消に資する手立てが確実に講じられるようにする必要がある。このため、国は都道府県とも連携しつつ、積極的な指導助言を行ったり、優れた取組の事例を普及させたりすること等が求められる。



4章 小中一貫教育の制度設計の基本的方向性

- 小中一貫教育の制度化に当たっては、小中一貫教育が基本的には各地域の発意に基づく主体的な取組によって発展してきた経緯に鑑み、全国各地の優れた取組事例の成果や課題を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能とする必要があると考えられる。

1. 制度化の目的

- 1章で述べた小中一貫教育が求められる背景、2章で明らかになった小中一貫教育の実態及び3章で挙げた制度化の意義等を踏まえると、小中一貫教育の制度化の目的は、平成18年の教育基本法の改正及び平成19年の学校教育法の改正で新設された義務教育の目的・目標を踏まえ、小・中学校段階の教職員が9年間を通じて実現したい教育目標を共有し、一体的な組織体制の下、9年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施することができる学校種を新たに設けるなどして、設置者が地域の実情を踏まえて小中一貫教育が必要であると判断した場合に、円滑かつ効果的に導入できる環境を整えることであると言える。
- このことにより、小中一貫に係る教育指導の優れた取組が全国的に展開されるとともに、既存の小・中学校における小中連携の高度化が促進され、①組織的・継続的な教育活動の徹底による教育効果の向上（学力・学習意欲の向上）、②子供たちの社会性の育成機能の向上、③いわゆる「中1ギャップ」の緩和（不登校・いじめの減少等）をはじめとする生徒指導上の諸問題の減少等に資することとなり、我が国の義務教育全体の質の向上が期待される。

2. 小中一貫教育を行う新たな学校種の創設等

- 現行制度下での小中一貫教育の取組形態は、教育課程の在り方、学年段階間の区切りの設け方、マネジメント体制の在り方、施設の形態など様々であり、地域の実情に即した取組がなされている。実態調査によると、①施設一体型の校舎において、一人の校長の下で、小・中学校が事実上一体的に運営されているケースのみならず、②既存の中学校区を基盤として、小学校と中学校とが離れたところにある施設分離型の校舎の下で、それぞれの学校段階に校長がおり、教職員集団も別々に組織されている中で実践されているケース（既存の取組の大多数を占める）においても、学習指導上・生徒指導上の顕著な成果が見られている。
- このように、小中一貫教育には多様な取組がある状況を踏まえ、本部会としては、大きく二つのパターンを包含した制度設計を行うべきとの結論に至った。

○ 具体的には、

- ・ まずは小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する単一の学校である「小中一貫教育学校（仮称）」を現行制度の小学校、中学校とは別の学校種として学校教育法に位置づけ、一定の範囲で、個別の大臣指定によらず設置者の判断により教育課程の特例を活用することを認めるべきである。
- ・ その上で、多様な取組の実態を踏まえ、組織上独立した小学校及び中学校が「小中一貫教育学校（仮称）」に準じた形で一貫した教育を施す形態（以下、「小中一貫型小学校・中学校（仮称）」という。）についても制度上明確に位置づけ、同様の教育課程の特例の活用を認めることが必要である。

○ また、これら二つのパターンを制度化するに当たっては、柔軟な取組を可能とする等の観点から、施設の一体・分離といった施設形態にかかわらず設置を可能とすることが適当である。

○ 他方、小中一貫型小学校・中学校（仮称）については、一般的な小中連携と明確に区別するとともに、複数の小学校が中学校に接続する形態も想定し、一貫教育の実質を適切に担保する観点から、小中一貫した教育課程と、その実施に必要な組織運営体制等に関して、一定の要件を課すことが適当である。具体的には、設置者の定めるところにより、小中一貫教育の中核的な要素と言える①9年間の教育目標の明確化や、②当該教育目標に即した教科等ごとの9年間一貫した系統的な教育課程の編成・実施（年間指導計画の策定を含む）を要件として求めることが適当である。

○ また、これらを実現するための学校間の意思決定の調整システムの整備について、例えば①小中一貫に取り組む学校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任しておくことや、②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にしておくこと、③一体的なマネジメントを可能とする観点から小学校と中学校の校長を併任させること等の中から、実情に応じた方策を講じることを求めることが考えられる。

○ なお、実態調査の結果、9年間をひとまとまりと捉えた教育目標を設定し、各教科別に9年間の系統性を整理した教育課程の編成を行っている取組は、小中一貫教育の実施件数のうち、4分の1程度であったことなどを踏まえ、こうした学校が上記の要件を満たし、円滑に小中一貫教育学校（仮称）や小中一貫型小学校・中学校（仮称）に移行できるような配慮が求められる。このため、国は都道府県教育委員会や市町村教育委員会等と連携しつつ、例えば、先行事例をタイプ別に分類して、具体的な教育課程や年間指導計画の例を提供するなど、きめ細かな支援を行う必要がある。

3. 就学指定、設置義務との関係

- 我が国では、日本国民である保護者に対し、養育する子供に小学校（特別支援学校の小学部を含む。）6年間、中学校（特別支援学校の中学部等を含む。）3年間の教育を受けさせる義務を課している（就学義務）。保護者に課せられた就学義務の履行を確実にするため、市町村の教育委員会は域内の学齢の児童生徒を就学させるのに十分な小学校及び中学校を設置することが義務づけられており（設置義務）、市町村内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を市町村教育委員会が指定することとされている（就学指定）。

- 小中一貫教育を行う市町村立学校を制度的に位置づける場合、当該学校を、
 - ①保護者が希望する学校に出願し、校長が選抜等を経て入学許可を行う学校として設計するか、
 - ②市町村教育委員会による就学指定の対象となる学校として設計するかが論点となるが、①とした場合、義務教育段階で学校制度を複線化することや「受験競争の低年齢化」といった事態への懸念が指摘されていることを踏まえると、機会均等を旨とする義務教育の公的实施主体として十分な説明責任を果たせるか疑問がある。

- こうした懸念は義務教育制度の根幹に関わるものであり、十分に踏まえる必要があること、また、小中一貫教育学校（仮称）における教育は、義務教育の目標を踏まえ一貫した教育を施すものであるが、全体としては小学校及び中学校の教育の目標を達成するよう行われるものであること、これまでの小中一貫教育の取組は、就学指定の対象である通常の小・中学校の連携を高度化する中で実践及びその成果が積み上がってきた経緯があることを踏まえれば、市町村が小中一貫教育学校（仮称）を設置する場合には、就学指定の対象となるよう制度設計し、それに伴い、市町村に課されている小・中学校の設置義務の履行の対象として、小中一貫教育学校（仮称）を加えることが適当である。

- なお、例えば、既存の小・中学校をベースとして特色ある取組を行うことを希望する地域、様々な要因から1章で述べた背景が大きな教育的課題となっていない地域、小学校から中学校へ進学する段階で多数の児童が私立中学校に進学する地域、中等教育学校や併設型中高一貫校が設置されている地域もあることなどを踏まえれば、引き続き通常の小・中学校のみを設置することが適切な場合があるものと考えられる。このため、全ての市町村に対して小中一貫教育学校（仮称）の設置を義務づけたり、既存の小・中学校を学校種として廃止し、小中一貫教育学校（仮称）のみ設置を認めたりすることは適当ではない。

4. 課程の区分

- 小中一貫教育学校（仮称）においては、いわゆる「中1ギャップ」や子供の発達の早期化など、それぞれの地域の児童生徒が抱える教育課題に対応して、9年間の教育課程において4-3-2や5-4といった柔軟な学年段階の区切りを設定しやすくすることが求められる。
- 一方、今回の小中一貫教育学校（仮称）の制度化に伴い、義務教育段階において異なる学校種が併存することとなることから、中高一貫校が設置されている地域や私立学校への進学者が多い地域などにおいては、小中一貫教育学校（仮称）の小学校段階を終えた後、転校が円滑に行えるように配慮することも必要である。
- このため、小中一貫教育学校（仮称）の小学校段階の修了者に他の中学校等への入学資格を付与する必要があること等から、小中一貫教育学校（仮称）の修業年限である9年間に小学校段階と中学校段階の二つの課程に区分し、9年間の全課程の修了をもって小中一貫教育学校（仮称）の卒業とし、第6学年修了の翌年度から中学校や中等教育学校前期課程等への入学を認めることが適当である。

5. 学習指導要領との関係

- 本部会においては、小中一貫教育学校（仮称）及び小中一貫型小学校・中学校（仮称）における一貫教育と学習指導要領との関係について、①今回の制度化は小・中学校という学校種の存在を前提として、小中一貫した教育によりその接続関係を円滑にすることに主眼があるため、現行の小・中学校学習指導要領に基づくべきという意見と、②平成18年の教育基本法の改正、平成19年の学校教育法の改正によって義務教育の目的・目標が新たに規定されたことを踏まえ、今回の制度化に当たって、小中一貫した学習指導要領を策定すべきとの意見があった。
- 上記意見を踏まえた上で、本部会としては以下の諸点を総合的に勘案し、小中一貫教育学校（仮称）等に対応した独自の学習指導要領は作成せず、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とした上で、教育課程の一貫性を強化したり学年段階の区切りを柔軟に設定したりしやすくするための特例措置の活用を可能とすることが適当であると考えらる。
 - ① 小中一貫教育学校（仮称）における教育は、義務教育の目標を踏まえ一貫した教育を施すものであるが、全体としては学校教育法に定める小学校及び中学校

のそれぞれの目的や目標を達成するよう行われるものであること。

- ② 就学指定の対象校として制度設計すること、既存の小・中学校との同一市町村内での併存が想定されることから、独自の学習指導要領を作成することは適当ではないこと。
- ③ 今回の小中一貫教育の制度化は、一律に現在の6－3制を9年制に変更するものではなく、多様な教育課程の特例措置の活用を前提として、学年段階の区切り等に係る柔軟な取組を推進するものであること
- ④ 学習指導要領全体の在り方については、小中一貫教育学校（仮称）のみならず、既存の小・中学校全体にも関わることであり、今後教育課程部会を中心に、次期改訂に向けた審議が行われる見通しであること。

- なお、本特別部会における学習指導要領の在り方に関する意見については、とりまとめた上で、今後の諮問に応じて行われることとなる学習指導要領の全面的な改訂に係る審議の際の参考とすることが望まれる。

【学習指導要領の在り方に関する主な意見】

- 小学校と中学校の硬直化の一つの原因として、小・中それぞれの学習指導要領が存在することがあり、義務教育学習指導要領が必要ではないか。
- 義務教育は年限を示した概念であり、到達すべき内容を示した概念ではないので、義務教育学校で指導要領を作るという発想は取るべきでない。
- 既存の小・中学校は多数残ることとなる。義務教育学校学習指導要領を作るのはそのような多数の学校にあわないこととなる。小・中学校それぞれの学習指導要領は、学校教育法上のそれぞれの学校の目的規定に基づいて作られているので、別のものであることが前提である。その上で、設置者の判断により6－3の接続を柔軟に取り組めるようにすることが適切ではないか。
- 次期学習指導要領の作成プロセスとして、小・中で別々に検討を深めた後で調整するのではなく、検討の当初に、一貫した改訂の方向性を議論するなどして、小・中の学習指導要領の一体性を更に高める方向で検討することを考えても良いのではないか。
- 小中一貫教育学校（仮称）においては小学校と中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成しつつ、教育課程の特例を用いて柔軟な運用を認めることが適当ではないか。

6. 教育課程の特例

- 実態調査の結果、これまでの全国各地における小中一貫教育の実践においては、研究開発学校制度や教育課程特例校制度の下で、様々な特例の活用が見られた。3章の2で述べた考え方にに基づき、小・中学校段階の接続の改善を含む一貫教育の質の向上や、地域の実態を踏まえた多様な取組を推進する観点から、小・中学校学習指導要領において全ての児童生徒に指導することとされている内容項目を全て取り扱うことを条件とした上で、小中一貫教育学校（仮称）、小中一貫型小学校・中学校（仮称）に共通するものとして、おおむね下記のような特例の創設を検討することが適当であると考える。

【小中一貫教科等（仮称）の設定】

- ① 小中一貫教育の軸となる独自教科等（小中一貫教科等）の追加
- ② 小中一貫教科等による他の各教科等の代替
- ③ 小中一貫教科等の授業時数による他の各教科等の授業時数の代替

【指導内容の入替え・移行】

- ① 小学校段階及び中学校段階における各教科等の内容のうち相互に関連するもの入替え
- ② 小学校段階の指導内容の中学校への後送り移行
- ③ 中学校段階の指導内容の小学校への前倒し移行
- ④ 小学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行
- ⑤ 中学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

- なお、こうした特例を活用することは、小中一貫した指導の軸を設け、特色ある取組を行ったり、小・中学校段階の教職員が一体的に教育活動を行う契機を作ったりする意味でも有意義であるが、優れた先行事例の中には、現行の学習指導要領の枠内で一貫した教育課程を編成実施し成果を上げている自治体もあることから、特例の活用の有無や方法については、児童生徒の実態や施設の形態等の諸条件を勘案し、設置者の主体的な判断に委ねることが適当である。

7. 教員免許の取扱い⁴

- 小中一貫教育学校（仮称）は、小学校・中学校の9年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、配置される教員は、9年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。

⁴ 詳細は別添の中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会報告を参照

- また、小中一貫教育学校（仮称）の整備に当たっては、
 - ・ 小中一貫教育学校（仮称）に対応する学習指導要領が、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなること、
 - ・ 小学校及び中学校教員免許状の併有者の数は十分とはいえないものの、一定数は確保できること。さらに、免許状の併有の促進策が一層講じられることが見込まれる中では、新たな免許状を創設する場合よりも機動的かつ迅速に人員の確保が可能であること、などを踏まえると、小中一貫教育学校（仮称）の教員については、小学校及び中学校教員免許状の併有を原則とすることが適当である。

- ただし、小学校及び中学校教員免許状の併有率は地域によりばらつきが見られることなどを踏まえると、小中一貫教育の推進のためには、当分の間、どちらか一方の免許状を有することをもって相当する課程（小学校教諭免許状を有する場合には小学校課程、中学校教諭免許状を有する場合には中学校課程）の指導を可能とする経過措置を設けることが必要である。この際、小学校及び中学校教諭免許状のどちらか一方を有する場合の指導範囲については、教科担任のみならず相当する課程の学級担任としての指導（道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導）を可能とすることが不可欠である。

- 現在、現職の教員が隣接免許状を取得する場合、所定の講習等において必要な単位を修得することとなっており、例えば、3年の勤務経験のある小学校教員が中学校教員免許状を取得するためには14単位、3年の勤務経験のある中学校教員が小学校教員免許状を取得するためには12単位、それぞれ必要とされている。今後、小学校及び中学校教員免許状の併有を進めるためには、この制度について、例えば取得する免許状に関連する教職経験等を勘案して単位数を軽減するなど、都道府県・市町村教育委員会の判断を踏まえつつ、教員個人の経験や能力に応じ、従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。加えて、現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるよう、大学や都道府県等における認定講習等を一層充実させる取組を行う必要がある。

- これらの措置を講じることにより、小中一貫教育学校（仮称）に配置される教員については、例えば指導力に優れた教員や教科等に関する専門性の高い教員、小中連携や小中一貫による教育に関する経験の豊富な教員など多様な教員の配置が進み、これらの教員が学校内において幅広く活動できるようになることが期待される。

- 小中一貫教育における利点の一つは、小学校における専科指導を充実できることである。このため、小学校や小中一貫教育学校（仮称）の小学校課程において、中学校教員による専科指導が一層促進される措置を講ずるとともに、他校種における指導範囲の拡大の必要性について検討を進める必要がある。
- なお、小学校、中学校及び小中一貫教育学校（仮称）の全ての学校において指導が可能な教員免許状等を創設することについては、今後の小中一貫教育の定着状況、教育課程の特例措置の活用状況なども考慮し、また、これからの学校を担う教員に必要な力を身に付けさせるための養成・採用・研修の在り方といった大きな視点から、教員養成部会において、引き続き検討を行うことが適当である。

8. 教育の機会均等との関係

- 小中一貫教育学校（仮称）等について、既存の小・中学校と併存する形で制度化する場合、義務教育段階から教育水準の異なる学校種が併存することとなり、義務教育の機会均等の観点から課題があるのではないかという懸念も指摘されている。
- 前述の通り、このたびの小中一貫教育学校（仮称）等の制度化は、就学指定の対象である通常の小・中学校の連携接続を強化する延長でなされるものである。また、小中一貫教育学校（仮称）等には教育課程の特例を認めることとしているが、そこでの教育は全体としては小学校及び中学校の目標を達成するよう、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領における内容項目を網羅して教育が行われるものであり、全体としては、小・中学校と異なる内容・水準の教育を行う学校種を設けるものではない。
- したがって、義務教育の枠組みの中で、設置者である市町村の判断によっては、通常の小・中学校に通う児童生徒と小中一貫教育学校（仮称）に通う児童生徒が出てくることは想定されるが、これにより、能力や適性、進路希望等に応じて異なる水準の教育が行われ、義務教育の機会均等が果たされなくなる事態は想定されないと考える。
- なお、小・中学校が連携協力して義務教育の目標の達成に向けて努力することは既存の小・中学校においても重要であるため、このたびの小中一貫教育学校（仮称）等の制度化を契機として、小・中学校段階の接続に関する望ましい取組の事例を積極的に収集し、その普及を図ることにより、我が国の公教育全体の水準の向上につなげる方向で施策が展開されることが望まれる。

9. 既存の小・中学校との関係

- 市町村が小中一貫教育を導入する際の形態に関しては、おおむね下記のような論点があるものと考えられる。
 - ・小中一貫教育学校（仮称）を導入するか、小中一貫型小学校・中学校（仮称）を導入するか、双方を導入するか
 - ・全ての小・中学校において何らかの形で小中一貫教育を行おうとするか
 - ・全ての小・中学校に導入する場合、同時に導入するか段階的に導入するか
 - ・仮に一部の小・中学校のみに小中一貫教育を導入する場合には、その他の小・中学校における教育の質の向上をどう図るか
 - ・導入に当たって学校選択制を採用するか否か

- 本部会の審議においては、各市町村における教育の機会均等の観点や効率的・効果的な実施の観点から、できるだけ市町村全域で実施することが望ましいとする意見もあったが、小中一貫教育を導入する場合にどのような形態を取るかは、設置者である市町村が、児童生徒の実態や地域・保護者のニーズを踏まえ、管下の学校全体の教育水準の維持向上及び対外的な説明責任にも留意しながら、適切に判断すべき事項である。

- なお、各市町村においては、小中一貫教育の推進の結果得られる小・中学校段階間の接続の高度化に関する知見を、積極的に他の小・中学校に普及させることにより、既存の小・中学校においても、小・中学校が独立して存在することの良さを生かしつつ、9年間の系統性・連続性に配慮した教育課程の改善が進むことが期待される。